	JICA環境社会配慮ガイドライン改定委員会の提言 （骨子案） 平成15年8月7日　起草グループ	
	1. はじめに	
	1．1　検討の背景	
0-a		◎　**氏家委員（ECFA）** （追加）：以下を冒頭に追記。 「ODA 事業は、相手国の要請主義に基づく開発途上国の経済発展・貧困解消等に寄与する重要な事業であり、日本政府は相手国の協力事業に対する援助要請の精神を十分に尊重すべきである。一方、ODA 事業は持続可能な開発を目指すべきであり、その中で、環境社会配慮は重要な意味を持つ。」
1	ODA 事業における環境社会配慮は、その対象によっては、公害による健康被害や自然環境の破壊及び非自発的住民移転など、環境や地域社会に与える影響が時間的・空間的・社会的に広がりを有していること、一旦生じた影響の回復が極めて困難であること（不可逆的側面）といった観点から極めて重要である。	◎　**田中委員（環境省）** （修正）：「政府開発援助（以下「ODA」という。）事業における環境社会配慮は、~~その~~対象とする事業内容によっては、公害による健康被害や自然環境の破壊及び非自発的住民移転など、環境や地域社会に与える影響が時間的・空間的・社会的に広がりを有していること、一旦生じた影響の回復が極めて困難であること（不可逆的側面）といった観点から極めて重要である。」
2	一方、ODA 事業のカウンターパートである開発途上国政府においては、環境社会配慮の必要性への理解や実施意欲はなお十分ではなく、実施能力も不足していることから、適切な環境社会配慮を確保するためには、援助側における意識啓発や支援措置が不可欠な状況にある。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：「一方、ODA 事業のカウンターパートである開発途上国政府においては、環境社会配慮の必要性への理解や実施意欲はなお十分ではなく、実施能力も不足していることから、適切な環境社会配慮を確保するためには」→「実施能力も不足していることから、」を削除。 ◎　**河野委員（外務省国別開発協力課）** （修正）：「一方、ODA 事業のカウンターパートである開発途上国政府においては、環境社会配慮の必要性への理解や実施意欲はなお十分ではない場合が多く、実施能力も不足していることが一般的であることから、適切な環境社会配慮を確保するためには、援助側における意識啓発や支援措置が不可欠な状況にある。」

3	我が国は政府開発援助の実施に際して、環境や地域社会に与える影響について環境アセスメント等を行いつつ適切な環境社会配慮を行うことを、1999 年 8 月に発表された「政府開発援助に関する中期政策」で示した。	◎　**田中委員（環境省）** （修正）：「我が国はODA~~政府開発援助~~の実施に際して、環境や地域社会に与える影響について環境影響評価~~アセスメント~~等を行いつつ適切な環境社会配慮を行うことを、1999年8月に発表された「政府開発援助に関する中期政策」で示した。」
4	国際協力事業団（以下「JICA」という。）は、1990 年から「環境配慮ガイドライン」を導入し、環境と地域社会に影響を及ぼす協力事業を対象に、開発調査の事前調査実施に当たって、スクリーニングとスコーピングを行ってきた。一方、現在のガイドラインで十分対応できていない環境社会配慮の基本方針や環境社会配慮の対象範囲の拡大や遵守を確保する体制の整備等の必要性、環境社会配慮を強化する政府の方針、情報公開等の動きに対応し、環境社会配慮の見直しが必要となっている。	
5	わが国のODAのうち円借款を担当する国際協力銀行（以下「JBIC」という。）は、1989 年に「環境配慮のための OECF ガイドライン（初版）」を、1995 年に同二版を、1999 年には「円借款における環境配慮のための JBIC ガイドライン」を導入した。その後輸出入銀行との統合に伴い 2002 年に「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を定め、環境社会配慮の強化を進めている。	◎　**田中委員（環境省）** （修正）：「我~~わ~~が国のODAのうち円借款を担当する国際協力銀行（以下「JBIC」という。）は、1989年に「環境配慮のためのOECFガイドライン（初版）」を、1995年に同二版を、1999年には「円借款における環境配慮のためのJBICガイドライン」を導入した。その後輸出入銀行との統合に伴い2002年に「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を定め、環境社会配慮の強化を進めている。」 △　**JICA** （修正）：「わが国のODAのうち」→「わが国の政府開発援助のうち」
6	外務省改革に関する「変える会」は、平成14年7月22日に最終報告書アクション・プログラムを発表し、「V．ODA の効率化・透明化」の中で、JBIC が作成した「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を踏まえ、無償資金協力の環境社会配慮ガイドラインを策定する、ことを提言した。その提言を受けて、外務省は、平成14年8月21日に外務省改革「行動計画」を発表し、「V．ODA の効率化・透明化」の中で、JICA における「環境配慮ガイドライン」を改訂し（平成14年12月末までに結論）、これにより援助を行うことを決定した。	◎　**田中委員（環境省）** （修正）：「外務省改革に関する「変える会」は、~~平成14~~2001年7月22日に最終報告書アクション・プログラムを発表し、「V．ODAの効率化・透明化」の中で、JBICが作成した「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を踏まえ、無償資金協力の環境社会配慮ガイドラインを策定する、ことを提言した。その提言を受けて、外務省は、2001~~平成14~~年8月21日に外務省改革「行動計画」を発表し、「V．ODAの効率化・透明化」の中で、JICAにおける「環境配慮ガイドライン」を改訂し（2001~~平成14~~年12月末までに結論）、これにより援助を行うことを決定した。」

6-a		□　神田氏（ODA 改革ネットワーク関西） （追加）:「・経済成長の限界がうたわれるようになった 1980 年代以降、経済開発一辺倒の開発手法に対する批判が高まり、環境社会配慮の必要性が広く認識されてきた。その結果、DAC や世界銀行などの多国間開発金融機関（MDBs）においても、環境社会配慮に関するガイドライン等が作成され、環境社会配慮が定着してきた。今日においては、新たな課題として、開発の主体はあくまでも地域住民であるとの考え方が広まり、従来の環境社会配慮に加えて、住民参加、住民主体の開発を推進するための環境社会配慮のあり方が関係各機関等で検討されてきている。」（あるいは、「構成と内容（案）」「「1．環境社会配慮の理念」に追加する。
7	以上の背景を踏まえ、JICA においては、「環境配慮ガイドライン」の改定を行うこととしたものである。	
	1．2 改定委員会の作業と提言	
8	JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会（以下「本改定委員会」という。）は、JICA の委嘱により設置された。	
9	平成14年12月から平成15年　月まで、○回の委員会を開催した。	◎　山田委員（外務省無償資金協力課） （修正）:「・平成14年12月・・・開催した。」の次に、「・本改定委員会の委員並びに委員会の開催については別紙のとおり。」との記述を追加するとともに、新たに「別紙」を添付。
	（検討のスコープ）	
10	本改定委員会の直接の任務は、政府開発援助の各スキームのうち JICA が実施する業務（開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクト）に関する環境社会配慮のあり方を検討することである。	△　JICA （修正）:「（開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクト）」→「（開発調査、無償資金協力の調査と実施促進、技術協力プロジェクト）」
11	しかし、各スキームにおいて環境社会配慮が確保されるためには、JICA の担当部分以外についても我が国政府及び関係機関において適切な対応が行われることが必要である。このため、改定委員会は、JICA 担当部分に限定せず、各スキームの全体を視野にいれ、必要な環境社会配慮の検討を行った。	
	（委員会の運営）	
12	本改定委員会は、政府及び関係機関、有識者、NGO、関係事業者及び JICA 関係者を含む広い関係者から構成された。	
13	会議は公開で行われ、オブザーバーの参加・発言が認められた。会議の資料、議論については、JICA のウェブページに全て	◎　松本悟委員（メコン・ウォッチ） （修正）:オブザーバーを<u>当日参加者</u>に変更

	公開された。外部からの資料・意見提出も自由に行われた。	
	（本報告書の趣旨と取扱いへの要望）	
14	本報告書は、JICA の環境社会配慮のあるべき姿及びこれを実施するためのガイドラインの内容その他の措置について、改定委員会の提言を取りまとめたものである。	
15	改定委員会は、今後、JICA が環境社会配慮ガイドラインの作成及び運用をする際に、本報告書が最大限に反映されることを期待する。	
16	また、改定委員会は、JICA が実施する業務以外についての提言に関して、政府及び関係機関がこれを尊重し、適切な措置が取られることを期待する。	
	（今後の取組）	
17	今後、本報告書の提言に基づいて、JICA により環境社会配慮ガイドラインの案が作成され、パブリックコメント等の所要の手続きを経て、ガイドラインが決定されることとなるが、本改定委員会は、引き続き、この JICA によるガイドラインの作成プロセスに関与して、委員会報告書が適切に反映されるよう意見を述べる。	◎　**田中委員（環境省）** （修正）：「今後、本報告書の提言に基づいて、JICAにより環境社会配慮ガイドラインの案が作成され、パブリックコメント等の所要の手続きを経て、ガイドラインが決定されることとなるが、本改定委員会は、引き続き、このJICAによるガイドラインの作成プロセスに関与して、本改定委員会の提言~~委員会報告書~~が適切に反映されるよう意見を述べる。」 ◎　**山崎委員（農水省）** （修正）：今後、本報告書の提言に基づいて、JICAにより環境社会配慮ガイドラインの案が作成され、パブリックコメント等の所要の手続きを経て、ガイドラインが決定されることとなるが、~~本改定委員会は、引き続き、~~このJICAによるガイドラインの作成プロセスや~~に関与して、委員会報告書が適切に反映されるよう意見を述べる。・更に、~~将来ガイドラインの実施、見直しが行われる際には、本改定委員会と同種の幅広い関係者からなる議論の場が形成されて、意見交換等が行われることをJICAに要請する。」 △　JICA （修正）：「作成プロセスに関与して」→「作成プロセスにおいて」
18	更に、将来ガイドラインの実施、見直しが行われる際には、本改定委員会と同種の幅広い関係者からなる議論の場が形成されて、意見交換等が行われることを JICA に要請する。	◎　**山崎委員（農水省）** （削除）：18 に統合

	2. JICA 協力事業における環境社会配慮の状況	
	2. 1 ODA事業における JICA の役割	
19	JICA は、政府開発援助の二国間贈与を担当している。二国間贈与には、開発計画の作成を支援する開発調査、各種協力形態を有機的に組み合わせた技術協力プロジェクトを含む技術協力、及び学校・病院などの施設の建設や教育訓練機材や医療機材などの資機材の調達を行う無償資金協力がある。	◎ **田中委員（環境省）** （修正）:「JICA は、ODA~~政府開発援助~~の二国間贈与を担当している。二国間贈与のスキームには、開発計画の作成を支援する開発調査、各種協力形態を有機的に組み合わせた技術協力プロジェクトを含む技術協力、及び学校・病院などの施設の建設や教育訓練機材や医療機材などの資機材の調達を行う無償資金協力がある。」 □ **田島氏（国際航業）** （修正）:「及び学校・病院・・・・調達を行う無償資金協力がある。」→「及びベイシック・ヒューマン・ニーズに必要な施設の建設、資機材の調達を行う無償資金協力がある。」 △ **JICA** （修正）:「二国間贈与を担当している。」→「二国間贈与のうち技術協力の実施と無償資金協力の実施促進を担当している。」 「技術協力プロジェクトを含む技術協力、及び学校・・資機材の調達を行う無償資金協力がある」→「技術協力プロジェクト、及び学校・・資機材の調達を行う無償資金協力などがある」
20	スキームごとに、JICA が担当する部分は異なっている。いずれのスキームにおいても、外務省による採択の検討に際して、JICA は採択の適否についての意見具申を行っている。	◎ **山崎委員（農水省）** （修正）:スキームごとに、JICA が担当する部分は異なっている。いずれのスキームにおいても、外務省による採択の検討依頼に~~際して、~~があった場合には、ICA は採択の適否についての意見具申を行っている。
21	各事業、特に案件の要請からプロジェクトの準備段階における JICA の役割は以下のとおりである（別表参照）。	◎ **氏家委員（ECFA）** （修正）:（別表参照）の別表“プロジェクトサイクルと JICA プロジェクトの関係”を削除。 ◎ **山崎委員（農水省）** （修正）:各事業、特に案件の要請からプロジェクトの~~準備~~評価段階における JICA の役割は以下のとおりである（別表参照）。

22	開発調査においては、JICA は相手国政府との間で実施細則(S/W)を取り決め、これに基づいて、JICA が選定したコンサルタントが相手国政府と協力して報告書を作成し、その間併せて技術移転を行う。開発調査には、国全体又は特定地域での総合開発計画やセクター別の長期計画を策定するマスタープラン調査(M/P)と、優先度を与えられたプロジェクトの実行可能性を検証し、実施に最適な事業計画を策定するフィージビリティ調査(F/S)がある。	◎　**氏家委員(ECFA)** (修正):以下の下線部分を追加 「JICA が選定したコンサルタントが相手国政府と協力して調査を行い、報告書を作成し…フィージビリティ調査(F/S)がある。「その他、政策の策定等を支援する政策立案支援調査や紛争終結後の復興・開発計画策定のための平和構築支援調査等がある。」 ◎　**田中研委員(JICA 国際協力専門員)** (修正):(F/S)ならびにプロジェクトの実施を前提とする詳細設計調査(D/D)がある。 △　JICA (修正):「報告書を作成し」→「調査を実施し」と修正。 (M/P、F/S の説明に引き続い、D/D について、以下のとおり記述する)　また加えて、プロジェクトの実現のあたって、不可欠な、設計図、工事仕様書、入札図書類等の作成を行う実施設計(D/D)もある。
23	JICA が行う無償資金協力の業務は、基本設計及び概算事業費の積算を行う基本設計調査と、政府間の交換公文(E/N)の署名により事業が開始された以降適切に事業が実施されるよう監理を行う実施の促進業務である。なお、採択の可能性がある優良案件の中で、実施体制など要請内容をさらに現地で確認する必要があるものについては、基本設計調査に先立って、JICA は予備調査を行う場合もある。	◎　**山崎委員(農水省)** (修正):JICA が行う無償資金協力の業務は、基本設計及び概算事業費の積算を行う基本設計調査と、政府間の交換公文(E/N)の署名により事業が開始された以降適切に事業が実施されるよう監理を行う実施の促進業務である。なお、採択の可能性がある優良案件の中で、外務省が実施体制など要請内容をさらに現地で確認する必要があると判断したものについては、基本設計調査に先立って、JICA は予備調査を行う場合もある。 △　JICA (修正):「監理を行う実施の促進業務である。」→「監理を行う業務(実施促進業務)である。」
24	技術協力プロジェクトは、専門家の派遣、研修員の受入、機材の供与という 3 つの協力形態を組み合わせ、ひとつのプロジェクトとして技術移転を行う協力である。JICA は、この全体の実施を担当する。プロジェクトの内容は、長期専門家や短期専門家を派遣し現地の技術者に技術を伝え、その技術者が日本の関係機関での研修を行いさらに技術を高めるものである。また、プロジェクトを運営するために必要な機材も日本から供与され、効果的な技術移転に役立てられる。いくつもの援助形態を組み合わせることにより、効果的な技術移転ができるという特徴を有し	△　JICA (修正):「協力形態を組み合わせ」→「協力形態を柔軟に組み合わせ」に修正。 「ひとつのプロジェクトとして技術移転を行う協力である」→「ひとつのプロジェクトとして協力を行う」に修正。 「効果的な技術移転に役立てられる」→　「効果的な協力に役立てられる」 に修正。 「いくつもの援助形態を＜中略＞有している」を削除

	ている。	
	2．2 JICA 協力事業における環境社会配慮の状況	
25	JICA は、環境アセスメントに関する OECD の勧告（1985 年及び 1986 年）を受けて、海外経済協力基金と協力しつつ、1988 年に「分野別（環境）援助研究会報告書」を取りまとめた。この報告書では、環境配慮を開発計画の出来るだけ早い時期から実施することを環境配慮の実施の基本的な考え方の一つとし、開発調査事業におけるインパクト調査のためのスクリーニングとスコーピングの実施とその手法、並びに事前調査報告書とフィージビリティ(F/S)調査報告書における環境インパクトの評価を含めた環境関連の記述のあり方をまとめている。	
26	これを受けて、JICA は、1990 年以降（1994 年 3 月まで）、開発調査の主に事前調査段階を対象として、20 セクターについて「環境配慮ガイドライン」（以下「セクター別ガイドライン」という。）を作成し、事前調査にスクリーニングとスコーピングを導入した。	
27	この作業を含め、JICA は、現地調査での必要に応じた環境調査団員の派遣、事前調査及び本格調査における環境配慮活動を行っている。	
28	前回の分野別（環境）援助研究会から 10 年以上が経過し、環境社会問題を取り巻く状況が変化した結果、新たな環境協力に関する方針を打ち出す必要性が高まり、2001 年に第2次環境分野別援助研究会報告書が作成された。この報告書では、住民参加と情報公開の推進、代替案の検討、戦略的環境アセスメントの導入等が提言された。	△ JICA （修正）：削除。（34に移動）
28-a		◎ 石田委員（JACSES） （追加）：「課題別指針を作成し、環境・社会影響に関わるグッドプラクティスを明らかにするとともに、環境・社会面での配慮の強化を行ってきた」ことを、一項目（ひとつの中黒）として追加する。
	2．3 現行環境配慮ガイドラインの実施状況と評価	
29	現行の環境配慮ガイドラインは、開発調査の事前調査において、環境配慮団員がスクリーニングとスコーピングを行う際の参考資料として利用されている。本格調査については、専門的知識を有するコンサルタントが担当することから、特にガイドラインは定められていない。	

30	また、事前調査におけるスクリーニングとスコーピングの結果を、JICA 職員がチェックする際の参考資料として利用されている。	
31	現行の環境配慮ガイドラインは、開発調査の事前調査を対象としたものであるが、無償資金協力や技術協力においても援用して使用している。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：31 と 33 を以下のとおり統合する。 「現行の・・・対象としたものであるが、開発調査の本格調査や、無償資金協力・・・」。最後の「・」の文章は削除。
32	さらに、JICA 協力事業における計画策定の初期段階で、どのような環境配慮作業を行っているのかを対外的に発信する機能も果たしている。	
33	現行の環境配慮ガイドラインの導入により、開発調査の実施に当たって、スクリーニングやスコーピングが行われるようになった。	◎　**氏家委員（ECFA）** （削除）：31 に統合。 ◎　**山崎委員（農水省）** （削除）
	２．４　改善を検討すべき点	
34	近年のODAにおける環境社会問題の状況の変化により、新たな環境協力に関する方針を打ち出す必要が高まり、1999 年 10 月に第二次環境分野援助研究会を設置し、環境配慮ガイドラインとの関連においては、情報公開、環境対処能力の向上、JICA 事業の改善等が提言された。	△　**JICA** （修正）：「前回の分野別（環境）援助研究会から 10 年以上が経過し、環境社会問題を取り巻く状況が変化した結果、新たな環境協力に関する方針を打ち出す必要性が高まり、2001 年に第2次環境分野別援助研究会報告書が作成された。この報告書では、住民参加と情報公開の推進、代替案の検討、戦略的環境アセスメントの導入等が提言された。」（28 から移動） ◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：「環境対処能力」→「環境社会配慮能力」
35	また、JICA 内部の検討作業として、1999 年に「社会・経済インフラ整備計画、農業開発に係る環境配慮ガイドライン改定に係るプロジェクト研究」を実施し、ガイドライン見直しの提言を取りまとめた。	
36	これらを踏まえて、本改定委員会においては、以下の検討課題を整理した。	
37	（1）環境社会配慮の実施主体は相手国政府であり、JICAはそれを支援する立場にあることを明確にする必要がある。	◎　**村山委員（早稲田大学）** （削除）

		◎　石田委員（JACSES） （修正）：「環境社会配慮の実施主体は相手国政府であり、JICA はそれを支援・確認する立場にあることを明確にする必要がある。」
38	（2）環境社会配慮に関してJICAが負う責任を明確化する必要がある。	
39	（3）案件検討の段階で、環境社会影響の程度などを判断するために十分なプロジェクト概要や立地環境の情報を入手する必要がある。	
40	(4)特に、案件の要請から採択、プロジェクトの準備段階についての作業について、適切に環境社会配慮を行う必要がある。	◎　氏家委員（ECFA） （修正）：「準備段階についての作業について・・」→「準備段階の作業について・・・」に修文 △　JICA （修正）：「ついての作業について」→「ついての作業において」、「適切に環境社会配慮」→ 「適切な環境社会配慮に基づく検討を」
41	（5）環境社会配慮への支援内容を案件毎に判断しているが、統一的な判断基準とその範囲及び各段階における具体的な支援内容を明確にする必要がある。	◎ 村山委員（早稲田大学） （提案）：文中内の「支援」は、「支援・確認」とするか、「支援」を削除した方がベターではないか。
42	（6）案件採択後、環境社会面での不適切な点が判明した場合、それを回避する方法を検討する必要がある。	◎ 村山委員（早稲田大学） （修正）：「・・・それを回避する方法を検討する」→「・・・それを回避する方法を案件の中止も視野に入れて検討する」
42-a		□　神田氏（ODA 改革ネットワーク関西） （追加）：「住民参加、住民主体の開発を推進するために、案件の初期の段階からの情報公開を進める必要がある。」を追加する。
43	（7）報告書をJICAの図書館で公開しているが、現地語での提供などより積極的な情報公開を進める必要がある。	△　JICA （修正）：「報告書を」→「調査等の報告書を」、「現地語での提供」→「必要な情報については現地語での提供」
44	（8）協力事業完了後も、提言した環境社会配慮事項の実施状況についてモニタリングやフォローアップを行う。	◎　氏家委員（EFCA） （修正）：「・・・行う」→「・・・必要である」に修文 ◎　田中研委員（JICA 国際協力専門員） （修正）：環境社会配慮の事項の実施状況について JICA の事業実施体制を踏まえ、必要に応じ的確なモニタリングやフォローアップを行う。 △　JICA

		(修正):「モニタリングやフォローアップを」→「フォローアップを」
45	(9)ガイドラインの運用については、各事業部が判断を行っているが、ガイドラインの適切な実施と遵守を確保するJICA内部の体制を強化する必要がある。	
46	(10)改定に当たっては、JBICや国際機関等のガイドラインとの整合性を確保する必要がある。	
46-a		◎　**松本悟委員(メコン・ウォッチ)** (追加):「社会配慮の内容を検討する必要がある」と明記
	3. JICA 協力事業における環境社会配慮についての基本的考え方	
	3. 1　環境社会配慮の主体	
47	開発プロジェクトにおける環境社会配慮の主体は、相手国政府であること。	◎　**作本委員(アジア経済研究所)** (修正):「環境配慮の主体は、相手国政府である」→「環境配慮の実施主体は、・・・・」となるべき。 ◎　**氏家委員(ECFA)** (修正):「開発プロジェクトにおける環境社会配慮の主体は、」の次に以下を挿入。「協力事業について要請を行った」
48	この点を徹底することにより、相手国政府が適切な環境社会配慮を行う意思が明確であることが採択の条件となること。	◎　**作本委員(アジア経済研究所)** (修正):「環境配慮を行う意思が明確であることが採択の条件」→「事業の採択及び継続の条件」となるべき。 △　JICA (修正):「意思が明確であることが採択の条件となること」→「意思が明確であることがプロジェクト採択の条件となること」
49	JICA の協力成果を、相手国政府が、プロジェクトの実施において自ら行う環境社会配慮に活用していくとの意思が確認されるべきであること。	
50	したがって、協力事業における環境社会配慮作業は、相手国政府の主体的で積極的な参加による共同作業で行われるべきこと。	◎　**氏家委員(ECFA)** (修正):したがって、・・・・相手国政府の主体的で積極的な作業として行われるべきこと。(「参加による共同」を削除)。
50-a		◎ **作本委員(アジア経済研究所)** (提案):相手国政府の責任の一つとして、次の一項の追加をご検討いただければと思います。「相手国政府は、自国の人権その他の諸法を守り、JICA が支援する環境社会配慮の助言等を自ら行う事業に活用するとともに、自国が批准した国際条約等を誠実に遵守する」。理由は、確認のための当

		然の規定であり、一見不要にも見えますが、相手国が遵守すべき環境配慮の基準を、「国内法、JICA の環境社会配慮ガイドラインおよび国際（人権）条約など」に求め、これを明確に遵守させるためのものです。これによって、10頁の④にある「国際条約の尊重・遵守」は、相手国政府への直接的な内政干渉を行うことなく、環境配慮の議論の俎上に載せることが可能になるでしょう。
	3．2 JICA の役割と責任	**◎ 作本委員（アジア経済研究所）** （提案）：環境配慮との関連で、「JICA の役割と責任」に対置すべき「相手国政府の役割と責任」という項目が、明示されるべきと考えます。「要請主義」との関わりで、何か問題になることがあるのでしょうか。理由は、援助側の責任（JICA）と相手国政府側の責任原則をはっきり明示することが必要なため。
	① JICA の環境社会配慮における役割	
51	JICA の役割は、相手国政府が行う環境社会配慮を支援し、開発途上地域の持続可能な開発の推進に貢献することである。	◎ **村山委員（早稲田大学）** （修正）：「・・・環境社会配慮を支援し、」→「・・・環境社会配慮を確認・支援し」 ◎ **石田委員（JACSES）** （修正）：「JICA の役割は、相手国政府が行う環境社会配慮を支援・確認し、、、」 △ **JICA** （修正）：「JICA は、協力事業において、相手国政府が行う環境社会配慮が確保されることを確認し、不十分な場合は必要な支援を行う。また、確認の結果を踏まえて、協力の実施に関するJICAの各種意思決定を適切に行い、外務省に具申を行う。」
	② JICA の作業	
52	JICA は、協力事業において、相手国政府が行う環境社会配慮確保の作業について、それが各種基準に照らして適切に行われるかどうかを確認し、不十分な場合は必要な支援を行い、また、これらの結果を反映させ、協力事業に関する JICA の各種意思決定を適切に行う。	◎ **山田委員（外務省無償資金協力課）** （修正）：（原案）「・・・それが各種基準に照らして・・・」 （修正案）「・・・それが本ガイドライン及び相手国の法令等各種基準に照らして・・・」 △ **JICA** （削除）：（51に統合）

53	(1)支援とは、相手国政府に対し、環境社会配慮を行うために必要な調査、対応方策の検討、ノウハウの形成、人材の育成等の協力を行うことを言う。	
54	(2)確認とは、事業概要、立地環境、環境や地域社会に与えるインパクト、環境社会配慮に関連する相手国政府の法体系の枠組み、実施体制(予算、組織、人材、経験)及び情報公開や住民参加の制度的枠組み等を各種情報、相手国政府との協議、現地調査等を通じて、対象プロジェクトについて適切な環境社会配慮が確保されるかどうかを判断することを言う。	
54-a		**◎原科共同議長(東京工業大学)** (追加):「③協力事業の意思決定と JICA の役割」
55	(3)意思決定とは、確認の結果を踏まえて、協力の実施について判断を行うことを言う。要請確認段階、準備段階、実施・監督段階、評価段階において、JICA は必要な確認を行った上で、意思決定を行う。	**◎原科共同議長(東京工業大学)** (修正):(3)をとる。 **◎ 山崎委員(農水省)** (修正): (3)意思決定とは、確認の結果を踏まえて、協力の実施について判断を行うことを言う。発掘(形成)~~要請確認~~段階、準備段階、実施・監督段階、評価段階において、JICA は必要な確認を行った上で、意思決定を行う。なお、発掘(形成)段階は、外務省の求めに応じて意思決定を行う。 □ **神田氏(ODA 改革ネットワーク関西)** (修正):「案件の停止、中止を含めた」意思決定を行なうのかを明示する。 △ JICA (削除):「意思決定を行う」→「意思決定を行い、外務省に具申する」
55-a		◎ **原科共同議長(東京工業大学)** (追加):JICA が直接行う意思決定は、技術協力の部分だけで、開発調査と無償資金協力は他の主体が行うが、これらに対しても JICA の判断が十分に尊重されるメカニズムを設けることが必要である。
	③ JICA の負う責任	◎ **原科共同議長(東京工業大学)** (修正):③→④に変更
56	プロジェクトに関する環境社会配慮の実施は、例えば現地での環境影響評価手続きは、相手国政府の判断と責任で行われるものである。一方、JICA は、協力事業の実施主体として、協力事業の内容については、環境社会配慮ガイドライン等に従って	◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):「プロジェクトに関する環境社会配慮の実施は、……環境社会配慮ガイドライン等に従って適切に実施すべき責任を負う。」→「JICA は、協力事業の実施主体として、協力事業

	適切に実施すべき責任を負う。	の内容については、環境社会配慮ガイドライン等に従って適切に実施すべき責任を負う。一方、現地での環境影響評価手続きは、相手国政府の判断と責任で行われるものである。」 ◎　**村山委員（早稲田大学）** （修正）：冒頭の「プロジェクトの・・・ものである。一方、」までは不要と思われるので削除。 △　JICA （修正）：「プロジェクトに関する環境社会配慮の実施は＜中略＞実施すべき責任を負う。」→「JICAは、相手国政府の責任にて行われる環境社会配慮が適切なものとなるよう、JICA環境社会配慮ガイドライン及びその他の関連法規に従い、必要な支援、確認及び意思決定を、適切に行う責任を有する。」
57	例えば、開発調査においては、JICA は環境社会配慮ガイドラインに照らし適切な調査等の作業を行って、必要な環境社会配慮の内容が盛り込まれた報告書を提出する責任を負っている。技術協力プロジェクトに関しては、JICA が実施主体として、相手国政府と一緒に作業を行うことから、事業実施主体としての責任も負うものである。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：「例えば、・・・報告書を提出する責任を負っている。」を全文削除 ◎　**村山委員（早稲田大学）** （修正）：第二段落の「例えば、・・・」の部分は、無償資金協力が位置づけられていないので、「開発調査や無償資金協力においては」と修正してはどうか △　JICA （修正）：「事業実施主体としての責任も」→「実施主体としての責任も」 「技術協力プロジェクトに関しては、JICA が実施主体として、相手国政府と一緒に作業を行うことから、事業実施主体としての責任も負うものである。」→「技術協力プロジェクトに関しては、第一義的な事業実施主体はあくまで相手国政府の実施機関（C/P）にあるが、JICA は相手国政府と一緒に事業を担うことから、JICA が協力する事業実施履行部分につき、その責任を負うものである。」
	３．３　JICA による環境社会配慮の重点	
58	JICA が環境社会配慮を進めるに当たり、以下の視点を基本的に重視すべきである。これらの内容は、ガイドラインにおいて基本方針及び手続に十分反映されることが必要である。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：「JICA が環境社会配慮を・・・」→「JICA は環境社会配慮を・・・」に修文

	① 相手国政府の主体的取組の促進	◎ **氏家委員（ECFA）** （修正）：以下のとおり、①と②にまとめ直し、相手国主体となるような記述とする。 ①相手国政府・・・ -幅広い配慮影響を視野に入れて、対応する。 -環境社会配慮を推進させる -情報公開を積極的に実施させる -ステークホルダーの参加を推進させる ②モニタリング、フォローアップ
59	相手国政府が環境社会配慮について主体的に取り組むよう、意識啓発、技術支援を行う。	
	② 幅広い配慮対象のスコープ	
60	環境及び社会面での幅広い影響を視野に入れ、対応を行う。	
	③ 早期からの配慮	
61	早期段階から広範な環境社会配慮を推進する。	
	④ 情報公開	◎ **川村委員（APEC モニター NGO ネットワーク）** （修正）：④事業実施における透明性と説明責任
62	協力事業のアカウンタビリティー及び透明性の確保、並びにステークホルダーの適切な参加を確保するため、情報公開を積極的に行う。	◎ **川村委員（APEC モニター NGO ネットワーク）** （修正）：JICA は事業実施において、説明責任と意思決定における透明性を確保する。
	⑤ ステークホルダーの参加	
63	より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、幅広いステークホルダーの参加を推進する。	◎ **川村委員（APEC モニター NGO ネットワーク）** （修正）：より住民の意思を反映した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、幅広いステークホルダーの意味ある参加を確保・推進する。 ◎ **松本郁委員（FOE・Japan）** （修正）：「…参加を推進し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分に反映する。」との文言の追加。
63-a		◎ **川村委員（APEC モニター NGO ネットワーク）** （追加）：JICA は上記二つの実施のため、情報公開を積極的に行う。 □ **藤本氏（アジア・太平洋人権情報センター）** （追加）：とりわけ、プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対しては、事前の広報の周知を図るとともに、広報を充分に行い、可能な限り多くの参加を促し、互いに自由に説明や意見表明ができる状況の確保を図りながら、意味のある協議を行う。

	⑥モニタリング、フォローアップ	△　JICA (修正):「モニタリング」を削除
64	協力事業完了後も、提言した環境社会配慮事項の実施状況についてモニタリングやフォローアップを行う。	△　JICA (修正):[モニタリング]を削除
	3．4　配慮すべき視点	
65	協力事業における環境社会配慮において配慮すべき事項について検討を行った。これらの内容が、環境社会配慮ガイドライン及びその実施に反映されることが望ましい。	
	①　社会的・制度的条件の確認と協力事業への反映	
66	環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件により影響を受ける。このため、環境社会配慮の確保のためには、こうした条件を十分に考慮し、適切な支援措置を協力事業に反映させる必要がある。 このため、環境社会配慮ガイドラインは、当該国における住民の意味ある参加を保障する諸条件(自由な情報交換や公開の討議を可能とする社会的・政治的な条件など)、環境社会影響の救済、補償のため必要な諸制度を考慮した上で、環境社会配慮の確保を実現するものでなくてはならない。この点を実施に当たっての留意事項として記述することが望ましい。	◎　**澤井委員(JBIC)** (修正):「環境社会配慮の実現は、当該国の社会的、制度的条件により、あるいは協力事業が実施される地域の事情に影響を受ける。このため、環境社会配慮の確保のためには、こうした条件を十分に考慮し、適切な支援措置を協力事業に反映させる必要がある。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由が拘束されているような政権下における協力事業では、特別な留意が望まれる。」 ◎　**氏家委員(ECFA)** (修正):「このため、環境社会配慮・・記述することが望ましい。」を削除 △　JICA (修正):「の確保を実現するものでなくてはならない」→ 「の確保を実現するためのものでなくてはならない」に修正 (提案):「この点を実施に当たっての留意事項として」→何の実施か不明。説明が必要
67	特に、紛争国・紛争地域や軍事政権下における協力事業については、環境社会配慮を適切に確保するために、社会的・政治的状況を考慮に入れた調査等が必要である。例えば、軍事政権下で表現の自由が制限されているような場合において、ステークホルダーから正確な情報を得ることや、情報提供を行った者の生命や財産に悪影響が及ばないようにするため、情報提供者を匿名にすること、通訳をJICA側が確保することなど特別の配慮が必要である。	◎　**澤井委員(JBIC)** (削除):(66 で取りまとめて書く) ◎　**山田委員(外務省無償資金協力課)** (修正):(原案)「・特に、紛争国・紛争地域や軍事政権下における・・・」 (修正案)「・特に、紛争国・紛争地域等における・・・」 「軍事政権下で・・・場合において、」を削除。 ◎　**川村委員(APEC モニター NGO ネットワーク)** (修正):特に紛争国・紛争地域など基本的自由が深刻な制

		限を受け、情報提供者が自らの安全などについて不安を感じると思われる地域における協力事業については、ステークホルダーの不安を生じないよう適切な方法で調査を行う必要がある。例えば、ステークホルダーから正確な情報を得ることや、情報提供を行った者の安全や財産に悪影響が及ばないようにするため、情報提供者を匿名にすること、通訳を JICA 側が確保することなど特別の配慮が必要である。 ◎　**河野委員（外務省国別開発協力課）** （修正）:「特に、政治体制や社会制度等により、人々が自由な意見の表明を行うことについて困難のある国・地域における協力事業については、環境社会配慮を適切に確保するために、社会的・政治的状況を考慮に入れた調査等が必要である。例えば、このような国・地域で表現の自由が制限されているような場合において、ステークホルダーから正確な情報を得ることや、情報提供を行った者の生命や財産に悪影響が及ばないようにするため、情報提供者を匿名にすること、通訳を JICA 側が確保することなど特別の配慮が必要である。」 △　JICA （修正）:「特に、紛争国・紛争地域や軍事政権下における」→「特に、紛争国・紛争地域等における」、「例えば、軍事政権下で表現の自由が制限されているような場合において」→「例えば、表現の自由が制限されているような場合において」
68	社会的・制度的条件を評価する際の情報源として、人種差別撤廃条約等の人権関係の条約の批准状況等を確認することが有効である	◎　**澤井委員（JBIC）** （修正）:「社会的・制度的条件を評価する際には、当該国の法制度の確認、各種条約等の批准状況、協力事業が実施される地域の社会環境、慣習、コミュニティーの活動等が参考になり得る。」 ◎　**氏家委員（ECFA）** （削除） ◎　**川村委員（APECﾓﾆﾀｰNGOﾈｯﾄﾜｰｸ）** （修正）:社会的・制度的条件を評価する際の情報源として、国際人権規約等の人権関係の条約の批准・履行状況、人権諸条約の設置した条約委員会への政府報告書等を確認することが有効である。

		△　JICA （修正）:「人種差別撤廃条約等」→「社会権規約・自由権規約」として例示
69	なお、本改定委員会において、開発援助が、被援助国・地域における紛争や軍事政権による住民への抑圧的な状況を助長しないよう、平和に与える影響への配慮を確保することは重要であるとの議論があった。このような、援助案件自体が、紛争の助長などの問題を引き起こすおそれがあるかどうかについて、環境社会配慮ガイドラインの対象とするよりも、援助案件の適切性という観点から、別途のチェックがされることが適当であろう。	◎　**石田委員（JACSES）** （修正）:「このような、援助案件自体が、紛争の助長などの問題を引き起こすおそれがあるかどうかについて、」の後を、「環境社会配慮ガイドラインで可能な配慮を行う他、適切な別プロセスでのアセスメントを検討することを明記することが望ましい。」と変更する。 ◎　**田中研委員（JICA 国際協力専門員）** （提案）:このパラグラフは、P11の4．我が国政府等に求められる取組のまえがきに述べてはいかがか。 △　JICA （修正）:「別途のチェックがされることが適当であろう」→「別途政府により判断されることが適当である」
	②　戦略的環境アセスメント	△　JICA （修正）:「戦略的環境アセスメント」→「戦略的環境アセスメントの考え方の活用」
70	個々の事業段階で実施される環境影響評価（EIA、事業アセスメント）に対して、その上位段階の意思決定における環境アセスメントは戦略的環境アセスメント（SEA）と呼ばれ、事業の前の計画段階（計画アセスメント）や、さらに前の政策段階で行われるものがある。大規模プロジェクトに対しては、事業段階のアセスメントでは公害の発生や激甚な自然破壊の防止といった最小限の環境防衛に止まることや、複数の事業が並行して行われる場合の累積的影響は事業アセスメントでは捉えられないことから、計画段階からの環境アセスメントの必要性が認識されてきている。海外では、EU が SEA 指令において加盟国に SEA の法制化を義務づけるなどの取組みを進めている。	◎　**原科共同議長（東京工業大学）** （修正）:「海外では、EU が SEA～」を「海外では、欧州等における環境先進諸国や世界銀行のような国際機関で既に SEA の導入が進んでいる。中でも EU は SEA 指令を定め、加盟国に2004年まで SEA 法制化を義務づけており、世界の新しい動きとなっている。」に変更。 ◎　**田中委員（環境省）** （修正）:「大規模プロジェクトに対しては、～認識されてきている。」→「大規模プロジェクトに対しては、事業段階のアセスメントでは事実上公害の発生や激甚な自然破壊の防止といった最小限の環境防衛に止まる場合が多いことや、複数の事業が平行して行われる場合の累積的影響や複合的影響は事業アセスメントでは捉えられないことから、計画段階からの環境アセスメントの必要性が認識されてきている。」に変更。 ◎　**村山委員（早稲田大学）** （修正）:「・・・計画段階からの環境アセスメントの必要性・・・」→「・・・計画や政策段階からの環境アセスメントの必要性・・・」

		◎　**松本郁委員（FOE・Japan）** （修正）：「最小限の環境防衛に止まることや、」のあとに「合理的で社会的に公正な事業の意思決定を行うために事業の必要性の判断を行う必要があること、また」を追加する。
71	プロジェクトの準備段階から相手国に密接に関与するスキームを有し、特に相手国の国・地域レベルでの総合計画やセクター別計画など上位段階の意思決定にも関与する JICA の協力事業の特性を踏まえ、環境社会配慮に係る重要事項として戦略的環境アセスメントの考え方を活用して早期段階からの環境社会配慮の確保する取組みが期待される。	◎　**田中委員（環境省）** （修正）：「プロジェクトの準備段階から相手国に密接に関与するスキームを有し、特に相手国の国・地域レベルでの総合計画やセクター別計画など上位段階の意思決定にも関与するJICAの協力事業の特性を踏まえ、環境社会配慮に係る重要事項として戦略的環境アセスメントの考え方を活用して早期段階からの環境社会配慮を~~の~~確保する取組みが期待される。」 △　JICA （修正）：「環境社会配慮の確保する」→「環境社会配慮を確保する」
72	ガイドラインにおいては、基本方針に位置づけるとともに、マスタープランに係る開発調査など SEA の考え方の導入が適当なものについて、「環境社会配慮支援・確認の手続き」においてその具体的プロセスを明らかにする。	◎　**氏家委員（ECFA）** （削除）
	③ 環境管理システムの支援	◎　**村山委員（早稲田大学）** （修正）：「環境管理システムの支援」→「環境管理計画の策定支援」 □　**三原氏（エムアンドワイコンサルタント）** （修正）：「③環境マネジメントシステムの支援について」 △　JICA （修正）：「環境管理システム」→「環境管理計画」
73	プロジェクトの実施・運営期間中に環境や社会への悪影響を除去、相殺、または許容できるレベルまで削減するための方策が適切に実施されることが重要であり、そのためには事業主体により適切な環境管理システムが計画され、実施されることが必要である。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：プロジェクトの実施・運営期間中に環境や社会への悪影響を除去、相殺、削減するための方策が適切に実施されることが重要であり、そのためには事業主体により適切な環境管理システムが計画され、実施されることが必要である。 ◎　**山崎委員（農水省）** （修正）：プロジェクトの実施・運営期間中に環境や社会への悪影響を除去、相殺、または許容できるレベルまで削減するための方策が適切に実施されることが重要であり、そのため

		には事業主体により適切な環境管理システムが計画され、実施されることが~~必要である~~望ましい。 ◎　村山委員（早稲田大学） （修正）:「・・・環境管理システムが計画され、」→「・・・環境管理計画が策定され、」 □　三原氏（エムアンドワイコンサルタント） （修正）:「プロジェクトの実施・運営期間中に環境への負荷を出来るだけ削減するための方策が適切に実施されることは重要であり、そのためには事業主体により適切な環境マネジメントシステムが構築され、実施されることが必要である。」 △　JICA （削除）
74	環境社会配慮ガイドラインにおいては、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮として、環境管理計画の作成を条件とし、特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては詳細な環境管理計画が作成されなければならないことを明示することが必要である。そして、JICA の協力事業の性質に応じて、プロジェクトサイクルの準備段階ではフォローする組織も含めた環境管理計画の作成を支援し、プロジェクトサイクルの実施・監督段階ではモニタリングや環境保全対策を相手国政府が実施する上で必要な支援を行い、協力終了後には事後調査を行うことが考えられる。	◎　氏家委員（ECFA） （修正）:環境社会配慮ガイドラインにおいては、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮として、特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては環境管理システムが構築されなければならないことを明示することが必要である。そしてJICAは、協力事業の性質に応じて、プロジェクトの準備段階で環境管理システムの構築を支援し、実施・監督段階ではモニタリングや環境保全対策の実施、協力事業終了後にはフォローアップを行うことが必要である。 ◎　山崎委員（農水省） （修正）:環境社会配慮ガイドラインにおいては、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮として、~~環境管理計画の作成を条件とし、~~特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては~~詳細な~~環境管理計画が作成~~されなければならないことを明示することが必要である。~~されることが望まれる。そして、JICAの協力事業の性質に応じて、プロジェクトサイクルの準備段階ではフォローする組織も含めた環境管理計画の作成を支援し、プロジェクトサイクルの実施・監督段階ではモニタリングや環境保全対策を相手国政府が実施する上で必要な支援を行い、協力終了後には事後調査を行うことが考えられる。 ◎　村山委員（早稲田大学） （修正）:「フォローする組織も含めた」→「実施体制も含めた」

		ということか。 ◎　田中研委員（JICA 国際協力専門員） （修正）：「対象プロジェクトに・・・」→「環境社会配慮が不可欠である対象プロジェクトの場合、そのプロジェクトの環境社会配慮に必要となる範囲での環境管理計画を先方事業実施主体が作成し、特に・・・」 □　三原氏（エムアンドワイコンサルタント） （修正）：「環境社会配慮ガイドラインにおいては、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮として、環境管理計画の作成を行い、環境に配慮しつつプロジェクトが進行するようになされる必要がある。特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、環境マネジメントシステムの基本を取り入れた仕組みを策定して（目標設定、責任者の明示、記録を残す）プロジェクトを実施し、協力終了時にチェックが行なえるように支援する。」 △　JICA （修正）：「環境管理計画の作成を条件とし」→「環境管理計画を作成し」、「協力終了後には事後調査」→「協力事業完了後にはフォローアップ」 「環境管理計画の作成を条件とし、」→「事業主体が環境管理計画の作成を条件とし、」 「プロジェクトサイクルの実施・監督段階では」→「実施・監督段階では」
74-a		□　三原氏（エムアンドワイコンサルタント） (追加)：「プロジェクトの後半に、その施設・設備等の運営上の環境負荷をできるだけ削減できるよう継続的改善のツールである環境マネジメントシステムの構築を支援する。そのためには責任者・従業員の教育を行い、構築支援を行い（環境配慮の運用管理ができるような仕組み）、自分たちでモニタリング及び内部監査が出来るように支援する。出来れば協力終了後も内部監査の報告を受け取れるよう或いは事後調査に行けるようになるとベストである。」
	④　国際人権法等の尊重・遵守	◎　澤井委員（JBIC） （修正）：「人権等の尊重」 ◎　作本委員（アジア経済研究所） （提案）：国際人権に配慮すべきことに言及するのはとても良

		い方向だと思う。しかし、相手国政府が批准していない人権条約の履行を強要したりとか、JICA 側だけがこれを遵守するというのは、実施不可能に近いことです。ましてや、環境紛争となった場合、わが国の環境基本法下では、「環境権」規定がないどころか、国際人権と環境権の内容的一致さえ十分に議論されていない。そこで、JICA 側には、「遵守」の用語を削除して、むしろ、国際的な環境条約や人権関連条約の「尊重」を規定したらいかがでしょうか？先住民族の権利や女性の権利などについて、ガイドラインが環境配慮の要素に取り入れるとなれば素晴らしいことなので、この場合には、人権関連の国際条約等を別添3に示されているような方法で、参考資料として例示的に添付すればよいと思われます。 ◎　**山田委員（外務省無償資金協力課）** （修正）:「・遵守」を削除。 ◎　**河野委員（外務省国別開発強力課）** （修正）:「国際人権法等の尊重」 △　JICA （修正）:「国際人権法等の尊重・遵守」→「人権等に関する国際条約等の尊重」
75	現在、人権については、国際人権規約をはじめとする多くの条約等が作成されており、多くの国においてその受容も進んでいる。JICAの協力事業実施に当たっては、これらの国際的に確立した人権基準に違反することがないようにしなくてはならない。	◎　**澤井委員（JBIC）** （修正）:「現在、人権については、国際人権規約をはじめとする多くの条約等が作成されており、多くの国においてその受容が進んでいる。JICAの協力事業においても、人権に関する国際的な枠組みの中の議論を踏まえ、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重といった社会面にも配慮すべきであり、この点、ガイドラインの前文に明記することが望ましい。」 ◎　**山崎委員（農水省）** （提案）:我が国が関係する条約等を批准しているか確認した上で、慎重な扱いが必要。 ◎　**河野委員（外務省国別開発協力課）** （修正）:現在、人権については、国際人権規約をはじめとする多くの条約等が作成されており、多くの国においてその受容も進んでいる。JICAの協力事業実施に当たっては、これら

		の国際的に確立した人権基準を十分尊重したものとしなければならない。 △　JICA （修正）：「JICAの協力事業に当たっては＜中略＞ならない。」を削除
76	このため環境社会配慮ガイドラインは、一般的に受け入れられている国際人権基準を踏まえて作成しなくてはならない。とりわけ、女性の権利、先住民族の権利、マイノリティの権利など社会的に弱い立場にあるものの人権については、通常の政策過程においては十分な保障が行われない場合があるため、関連する国際人権基準とともに環境社会配慮ガイドラインの中で明示的に考慮すべき点として記述されることが望ましい。	◎　**澤井委員（JBIC）** （修正）：「また、協力事業において個々に配慮すべき項目については、非自発的住民移転や先住民族のほかに、女性の権利、子供の権利、少数民族といったものも含まれる。」 ◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：「通常の政策過程においては十分な保障が行われない場合があるため、」削除 ◎　**村山委員（早稲田大学）** （提案）：「・・・一般的に受け入れられている・・・」 →何が「一般的」とみなされるのかもう少し明確な記述がほしい。ただし、具体的な提案はできません。 △　JICA （修正）：「このため環境社会＜中略＞作成しなくてはならない。」→「このため、一般的に受け入れられている国際人権基準を踏まえて、JICA は環境社会配慮ガイドラインを作成しなければならない。」と修正
77	具体的には、まず、国際的な人権基準の遵守が環境社会配慮ガイドラインの前提であることを、環境社会配慮ガイドラインの前文等に明記することが望ましい。また、環境社会配慮として求められる人権に関連する内容（非自発的移転等）について、個別の具体的基準等を社会配慮の評価基準の一部として示すことが適当である。	◎　**澤井委員（JBIC）** （削除）：（75 で取りまとめて書く）。 ◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：「また、環境社会配慮として求められる・・・示すことが適当である。」全文削除 ◎　**山田委員（外務省無償資金協力課）** （修正）：（原案）「国際的な人権基準の遵守が・・・であることを、・・・」 （修正案）「国際的な人権基準等を尊重することを、・・・」 ◎　**川村委員（APEC モニター NGO ネットワーク）** （修正）：具体的には、まず、国際的な人権基準の尊重・遵守が環境社会配慮ガイドラインの前提であることを、環境社会

		配慮ガイドラインの前文等に明記することが望ましい。また、環境社会配慮として求められる人権に関連する内容(非自発的移転等)について、個別の具体的基準等を社会配慮の評価基準の一部として示すことが適当である。今回のガイドライン作成において時間的制約などから十分に具体化できない場合は、今後、課題別指針から具体的な基準となる部分を整理する作業を行う際に、国際基準との関連部分の明確化を計るべきである。(「6.2 実施体制④その他」参照) ◎　**河野委員(外務省国別開発協力課)** (修正):具体的には、まず、国際的な人権基準の尊重が環境社会配慮ガイドラインの前提であることを、環境社会配慮ガイドラインの前文等に記載することが望ましい。また、環境社会配慮として求められる人権に関連する内容(非自発的移転等)について、個別の具体的基準等を社会配慮の評価基準の一部として示すことが適当である。 △　JICA (修正):「人権基準の遵守が」→「人権基準の尊重が」、「環境社会配慮ガイドラインの前提である」→「環境社会配慮の前提である」
78	国際人権法等の尊重・遵守状況を評価する際の情報源として、人種差別撤廃条約等の人権関係の条約の批准状況等を確認することが有効である。	◎　**澤井委員(JBIC)** (削除):(75 で取りまとめて書く)。 ◎　**川村委員(APEC モニター NGO ネットワーク)** (修正):国際人権法等の尊重・遵守状況を評価する際の情報源として、国際人権規約、ILO 条約等の人権関係の条約の批准・履行状況、条約機関への政府報告書等を確認することが有効である(別表参照。) △　JICA (修正):「尊重・遵守状況を」→「尊重状況を」、「人種差別撤廃条約等」→「社会権規約・自由権規約」として例示 「国際人権法等の尊重状況を把握する際の情報源として、人種差別撤廃条約等の人権関係の条約の批准状況等を参考にすることが有効である。」
	4. 我が国政府等に求められる取組	◎　**原科共同議長(東京工業大学)** (修正):「我が国」→「日本」

		◎　村山委員（早稲田大学） （提案）：この章は、JICA の環境社会配慮を実効あるものにするための部分と、他の国際協力事業への波及を望む部分とがある。そのため、 ①～⑤　→（1）JICA 事業における環境社会配慮を有効に進めるための取組 ⑥～⑦　→（2）他の協力事業への波及 として整理してはどうか。
78-a		◎　松本郁委員（FOE・Japan） （追加）：「・ODA の透明性と効率性の向上を図ることを指示した『政府開発援助に関する中期政策』や ODA 大綱の考え方に沿って、ODA 事業の透明性とアカウンタビリティを高め、適切な環境社会配慮を行なっていくうえで、我が国政府の役割は非常に重要である。ODA 事業の実施にあたっては、JICA のみではなく様々な関係省庁が案件選定の段階から政策対話を行っている。こうしたすべての段階において環境社会配慮を進めていくことが重要である。・関係省庁においては、ODA 事業の実施において、JICA が定める環境社会配慮ガイドラインを尊重した対応が求められる。」を追加する。
79	JICA の環境社会配慮に関わる作業が適切に行われるためには、各協力スキームの全体において、関係主体により環境社会配慮が勘案される必要がある。	◎　原科共同議長（東京工業大学） （修正）：「関係主体」→「外務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省等およびそれらの関係機関全て」に変更 ◎　山田委員（外務省無償資金協力課） （修正）：（原案）「各協力スキームの全体において、」 （修正案）「各協力スキームのプロジェクトサイクル全体の中で、」 （原案）「関係主体により･･･必要がある。」 （修正案）「外務省ほか関係府省並びに関係機関等（以下「関係主体」）において、環境社会配慮が適切に勘案される必要がある。」 △　JICA （修正）：「各協力スキーム」→「ODA」、「関係主体」→ 「我が国政府等」、「が勘案される」→ 「の重要性が明確に認識される」

80	これらの内容については、相手国の意識向上及び相手国からのJICA事業への適切な対応を促すため、明文化して相手国側にも周知されることが望ましい。	◎　**山田委員（外務省無償資金協力課）** （修正）：（原案）「これらの内容については、･･･」 （修正案）「上記関係主体による環境社会配慮の内容については、」
80-a		△　JICA （追加）：「また、JBICとJICAのガイドラインがカバーする部分以外の政府開発援助についても、政府開発援助に関する中期政策（平成11年）に沿って適切な環境社会配慮が確保されることが望ましい。」
	①　プロジェクト形成段階	
81	プロジェクト形成段階から、環境社会影響が検討されていること。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：「環境社会影響が検討されていること」→「環境社会に配慮されていること」
81-a		◎　**田中研委員（JICA国際協力専門員）** （追加）：プロジェクト形成調査を実施する際、大規模インフラ案件が対象となる場合には、特に先方政府と環境社会配慮に関する双方の姿勢について合意を図る必要がある。
	②　要請段階	
82	要請の段階で、環境社会配慮に関して適切に判断できる資料があることが、案件採択の可否の判断や、協力事業の内容の検討を行うために極めて重要であること。このため、政府においては、要請を受け付ける際は、環境社会面の情報を添付するよう相手国に求めることが期待されること。	◎　**澤井委員（JBIC）** （修正）：「要請の段階で、環境影響のカテゴリ分類が可能となる情報や環境社会配慮に関して適切に判断できる資料があることが、その後の要請内容の検討には必要であることから、政府においては、要請を受け付ける際は、環境社会面の情報を添付するよう相手国に求めることが期待される。」 ◎　**山田委員（外務省無償資金協力課）** （修正）：（原案）「政府においては、･･･」 （修正案）「関係主体においては、･･･」
83	必要な情報については、標準的な項目を予め示すことが、情報収集においても、相手国の意識を高めるためにも効果的であり、要請時に次に掲げる事項が記載された書類が添付されていることが必要であること。 ● 事業の必要性 ● 事業の必要性の把握方法 ● 事業が実施される地域の経済・社会状況（特に生業形態、民族構成など） ● 事業地域の自然環境（国立公園、マングローブ林など）	◎　**澤井委員（JBIC）** （修正）：「まず、カテゴリー分類に必要な情報は、その標準的な項目をスクリーニングー・フォーム等であらかじめ示すことが効果的である。その項目には以下のようなものが含まれよう。 （環境面に特化）・事業セクターと規模　・立地　・地域特性 （自然、社会環境） ・EIAの必要性と法的根拠　・EIA承認状況　等」 ◎　**松本悟委員（メコン・ウォッチ）** （修正）：2番目の●事業の必要性の把握方法：適切に理解さ

	● 予測される環境社会影響 ● 事業の必要性や環境社会影響を把握する段階での住民への情報提供や住民との協議の状況 ● 今後の住民との協議計画 ● 代替案の検討結果もしくは今後の検討計画 ● 当該国の環境アセスメント制度上遵守する事項 ・ 当該国における環境アセスメントの根拠となる法令 ・ IEE や EIA の必要性の有無 (a)不用、(b)IEE のみ必要、(c)IEE と EIA が必要、(d)EIA のみ必要 ● IEE 及び／または EIA の実施状況・計画 ● IEE 及び／または EIA が実施済みの場合は要請とともに報告書を添付すること ● IEE 及び／または EIA を実施予定の場合は予算措置と計画について	れていないようなので、●どのようにして事業の必要性を確認したのか(調査実施の有無、上位計画の存在等)とする。 3 番目と 4 番目の●:「事業が実施される地域」「事業地域」となっているが、いずれも「事業が影響を及ぼす地域」とする。 ◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):「事業・・・」→「対象プロジェクト、または対象プロジェクトに係る協力事業」 「事業が実施される地域の・・・」→「協力事業対象地域の・・・」 「事業地域の・・・」→「協力事業対象地域の・・・」 「事業の必要性の把握方法」→「事業の必要性検討の背景」 「事業の必要性や・・・・協議の状況」→「事業の必要性や・・・・協議の状況、もしくは今後の協議計画」に修文。従い、その下の文章は削除。 「IEE や EIA の必要性の有無」に、「M/P を除く」を注記。 ◎ **山崎委員(農水省)** (修正):必要な情報については、標準的な項目を予め示すことが、情報収集においても、相手国の意識を高めるためにも効果的であり、要請時に次に掲げる事項が記載された書類が添付されていること~~が必要であること~~を求める。 ◎ **山田委員(外務省無償資金協力課)** (修正):(原案)「・・・書類が・・・必要であること。」 (修正案)「・・・書類を可能な限り添付するよう相手国側に求めること。」 ◎ **村山委員(早稲田大学)** (修正):添付される書類の事項についてはやや詳細にすぎるように思われる。以下のような程度でどうか。 ・事業の必要性 ・地域の状況(社会経済、自然環境) ・代替案の検討状況 ・予測される影響 ・地域住民との協議の状況 ・EIA や環境調査の状況 ◎ **櫻井委員(経産省)** (修正):「…要請時に次に例示するような情報が記載された

		書類が添付されていることが望まれる。」 △　JICA (修正):「添付されていることが必要であること。」→「添付されていることが必要であると同時に要望調査表のあり方を適切に見直すこと。」 「事業の必要性の把握方法」→「事業の必要性を示す上位計画の内容、国家レベル／地域レベルでのニーズ」 「事業が実施される地域の経済・社会状況(特に生業形態、民族構成など)」→「事業地域の・・・」あるいは「事業地域および事業の影響を受ける地域(例えばダム建設地域の下流、河口地域)の経済・社会状況」 「事業地域の自然環境(国立公園、マングローブ林など)」→「事業地域および事業の影響地域の環境特性(水域特性、森林特性、マングローブ林等の脆弱な自然、国立公園・自然保護地等の生物多様性保持の点で注意を払うべき自然地域)」 「代替案の検討結果もしくは今後の検討計画」→削除 「実施済みの場合は・・・」、「実施予定の場合は・・・」→前の「●IEE 及び／または EIA の実施状況・計画」においてカッコ書きとしてまとめる
83-a		◎　澤井委員(JBIC) (追加):「カテゴリAに相当する協力事業(無償？)の場合は、スクリーニング・フォームと共に、相手国の国内手続きが正式に終了したEIAの提出を求めることが望ましい。」
	③ 審査・採択段階	
84	採択の審査に当たり、環境社会配慮の見通しについても検討が行われるべきこと。その際、JICA が環境社会配慮に関し提出する意見が十分勘案されるべきこと。	◎　山崎委員(農水省) (修正):採択の審査に当たり、環境社会配慮の見通しについても検討が行われるべきこと。その際、JICA が環境社会配慮に関し提出した~~する~~意見が参考にされることが望まれる~~十分勘案されるべきこと~~。 △　JICA (修正):「環境社会配慮の見通しについても」→「環境社会配慮の観点から十分な」、「環境社会配慮に関し」→削除
85	環境社会配慮についての情報が不足している要請については、途上国政府への追加情報提出依頼や、JICA による予備的な調査などにより、必要な情報が確保されるべきこと。	◎　山崎委員(農水省) (修正):環境社会配慮についての情報が不足している要請については、途上国政府への追加情報提出依頼や、JICA による予備的な調査などを指示することにより、必要な情報が確保されるべきこと。

86	要請内容に対して環境社会配慮の熟度が不足しているものについては、要請内容の変更も含めた検討が行われるべきこと（無償資金協力の要請を、開発調査に変更するなど）。	◎　**山崎委員（農水省）** （修正）：要請内容に対して環境社会配慮の熟度が不足しているものについては、要請内容の変更も含めた検討が行われるべきこと（無償資金協力の要請を、改めて開発調査~~に変更~~として要請をすることを相手国に提言するなど）。 △　JICA （修正）：「要請内容に対し環境社会配慮の熟度が不足しているものについては」→「要請内容に対し環境社会配慮への対応が不十分と考えられるものについては」
87	環境社会配慮が適切に行われる見通しがなく、事業が環境・社会に望ましくない影響を与えると考えられる場合は、採択すべきでないこと。	
	④　事業実施段階	◎　**櫻井委員（経産省）** （修正）：「協力事業実施段階」 △　JICA （修正）：「事業実施段階」→「協力事業の実施段階」
87-a		◎　**松本悟委員（メコン・ウォッチ）** （追加）：本項①～③を確保するため、開発調査と技術協力プロジェクトにおける外務省の意思決定を透明にするための審査ガイドラインの制定と実施が早急に求められる。
88	必要に応じ、調査内容の変更など、案件内容の見直しが柔軟に行われるべきであること。	◎　**山崎委員（農水省）** （削除） △　JICA （修正）：「必要に応じ、」→「当初予期しなかった事実が判明し、配慮事項のスコープを変更する必要が生じた場合は、」
89	事業実施の過程で環境社会配慮が確保される見通しが極めて低いことが明らかになった場合、対象プロジェクトの大幅変更や協力事業の中止を含めた抜本的な見直しを行うべきであること。	◎　**作本委員（アジア経済研究所）** （提案）：「協力事業の中止」は、相手国政府による環境配慮面の自助努力を高める上で、極めて有効な手段だと思います。ただし、仮に協力事業を中止して事業を清算するとなれば、環境配慮責任の帰属の議論が当然に予想されます。事業開始から中止までに発生した支出額の負担者、損害賠償の帰属、住民への補償額の支払いなど、厄介な事後的な問題が多数生じるでしょう。このためにも、「JICA の役割と責任」と併置して、「相手国政府の役割と責任」という項目を冒頭に新設することが、どうしても必要となります。 仮にこのような事業中止があった場合、JICA 側と相手国政府は、法的な紛争解決のルールとして、基本原則を既に確

		立されておられるのでしょうか。この12頁13行目が述べるような「抜本的な見直し」を相手国政府と JICA 側での当事者間協議で行う可能性があればこそ、環境配慮の第一義的な実施義務者が誰であり、どちらの国側の基準に基づく環境社会配慮レベルであり、さらに環境配慮に関する紛争の所在と情報をどのように両国政府が共有し、相手国政府と JICA がどのような割合で責任を負うべきか、紛争解決の機関などに関する基本事項を事前に明確化しておく必要があるでしょう。 ◎　**山崎委員（農水省）** （修正）：~~事業実施~~スクリーニングや JICA 環境社会配慮報告書作成等の過程で環境社会配慮が確保される見通しが極めて低いことが明らかになった場合、対象プロジェクトの大幅変更や協力事業の中止を含めた抜本的な見直しを行うべきである~~こと~~旨外務省に対して意見具申する。 ◎　**櫻井委員（経産省）** （修正）：「JICAによる協力事業実施の過程で、対象プロジェクトの実施にあたって環境社会配慮が確保される見通しが極めて低いことが明らかになった場合、対象プロジェクトの大幅変更や協力事業の中止を含めた抜本的な見直しを行うべきであること。」
89-a		◎　**松本郁委員（FOE・Japan）** （追加）：「本項①～④を確保するため、開発調査と技術協力プロジェクトにおける外務省や関係省庁の意思決定を透明にするための審査ガイドラインの制定と実施が早急に求められる」 △　JICA （追加）：上記にあたり、必要な政府内の体制整備を行うこと。
	⑤ 環境社会配慮の能力向上	
90	関係府省のODA担当者や在外公館のODA担当職員が、環境社会配慮能力の重要性と JICA ガイドライン等による環境社会配慮の具体的取組について理解を深めるよう、研修等（外務研修での対応、無償実務者会議での説明、パンフレット等の作成配布）を積極的に行うべきである。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：関係府省・・・環境社会配慮能力の重要性と、・・・」の「能力」を削除 ◎　**山崎委員（農水省）** （修正）：関係府省のODA担当者や在外公館のODA担当職員が、環境社会配慮~~能力~~の重要性と ~~JICA ガイドライン等による~~環境社会配慮の具体的取組について理解を深めるよ

		う、研修等（外務研修での対応、無償実務者会議での説明、パンフレット等の作成配布）を積極的に行うべきである。
	⑥ 無償資金協力等のガイドライン	
91	無償資金協力（JICA 業務部分以外）についても、今回作成しようとする JICA の環境社会配慮ガイドライン及び JBIC 環境社会配慮ガイドラインを参考として、外務省において適切な環境社会配慮ガイドライン等が整備され、実施されることが望ましい。	◎ **山崎委員（農水省）** （修正）：無償資金協力（JICA 業務部分以外）についても、今回作成しようとする JICA の環境社会配慮ガイドライン及び JBIC 環境社会配慮ガイドラインを~~参考として、外務省において適切な環境社会配慮ガイドライン等が整備され、実施~~準用されることが望ましい。 ◎ **山田委員（外務省無償資金協力課）** （修正）：（原案）「・・・適切な環境社会配慮ガイドライン等が・・・」 （修正案）「・・・環境社会配慮を勘案した適切な無償資金協力ガイドライン等が・・・」 ◎ **松本郁委員（FOE・Japan）** （修正）：「適切な環境社会配慮ガイドライン等が整備され」を「適切な環境社会配慮ガイドライン等が十分な透明性を確保したプロセスで整備され」に修正する。
	⑦ 他の関連機関による本ガイドラインの活用等	
92	JICA の開発調査に類似した事業を行っている機関（JETRO 等）は、JICA の環境社会配慮ガイドラインと同様のガイドラインを作成するか、又は、JICA ガイドラインを準用すべきである。	◎ **山崎委員（農水省）** （修正）：JICA の開発調査に類似した事業を行っている機関（JETRO 等）は、本環境社会配慮改定委員会の議論を参考に、適切な環境社会配慮に係る規約の改正等の措置がなされることが期待される。~~JICA の環境社会配慮ガイドラインと同様のガイドラインを作成するか、又は、JICA ガイドラインを準用すべきである。~~ ◎ **稲葉委員（国土交通省・国際業務課）** （修正）：JICA の開発調査に類似した事業を行っている機関（JETRO 等）は、必要に応じ JICA、又は JBIC の環境社会配慮ガイドラインと同様のガイドラインを作成するか、又はこれらのガイドラインを~~準用すべき~~参照して業務を行うことが適当である。 ◎ **松本郁委員（FOE・Japan）** （修正）：「類似した事業を行っている機関（JETRO 等）」を「類似した事業を行っている機関（JETRO、（社）国際建設技術協会、（社）海外運輸協力協会、（社）海外農業開発協会、（財）

		海外通信・放送コンサルティング協会等)」に修正する。 △　JICA (修正):「(JETRO 等)」→「(JETRO、(社)国際建設技術教会、(社)海外農業開発協会等の各省庁より ODA 予算・補助金等を受けて ODA 案件発掘を行っている団体等)」
	5. 環境社会配慮ガイドラインの構成と内容	
	5.1 基本的なあり方	◎ **村山委員(早稲田大学)** (提案):5.1 の①と②は内容の区別が困難。一緒にして、タイトルを「①基本的枠組み」としてはどうか。また、5.2 は内容がわずかであり、ガイドラインの内容に関するものであるため、5.1 の②として位置づけてはどうか。 ①基本的枠組み　旧 5.1 の①と②を含む。 ②内容と構成　旧 5.2
	① ガイドラインの体系の整備	
93	環境社会配慮ガイドラインは、共通の方針に基づき、開発調査、無償資金協力及び技術協力プロジェクトを包括したものを作成する。	
94	環境社会配慮ガイドラインから、関連の技術的基準等まで、環境社会配慮に関する体系がまとめられるべきである。	◎　**村山委員(早稲田大学)** (削除) △　JICA (修正):「環境社会配慮ガイドラインに加えて、関連技術的基準等、環境社会配慮に関する体系がまとめられるべきである。(「から」を「加えて」に修正。「まで」を削除。)」 「関連技術的基準等まで、・・・」→「関連技術的指針等まで、・・・」
95	環境社会配慮ガイドラインは、各事業形態について具体的な環境社会配慮の手続を示す必要がある。	
96	環境社会配慮の手続き部分については、各スキームにより内容が異なるため、スキーム毎に記述することが必要である。	
	② ガイドラインの内容について	
97	環境社会配慮ガイドラインにおいては、全てのスキームの対象プロジェクトについて、その事業特性と地域特性に応じて、統一したカテゴリ分類方法を示すとともに、カテゴリ分類に応じた必要な環境社会配慮のあり方と支援内容を示す。	
98	これまで様々な国や国際社会で培われてきた、環境社会配慮に関する経験や成果を取り入れて作成すべきである。	◎　**澤井委員(JBIC)** (修正):「これまでの様々な国や国際社会で培われてきた、

		環境社会配慮に関する経験や成果をも活かしつつ作成されるべきである。」
99	なるべく具体的に、方針、手続き、基準を示すべきである。(ただし、これまでに国際的に基準等が策定されており、これに言及することが適切な場合はそのようにする。)。	◎　**澤井委員(JBIC)** (修正):「なるべく具体的に、方針、手続き等を示すべきである。」
100	相手国政府に義務付けることは困難であるが、勧奨することが望ましいことについては、環境社会配慮ガイドラインの中でグッドプラクティスとして示すべきである。	◎　**澤井委員(JBIC)** (削除) ◎　**村山委員(早稲田大学)** (修正):「・・・ガイドラインの中でグッドプラクティスとして・・・」→「・・・ガイドラインを補完する情報としてグッドプラクティスを・・・」
	③ ガイドラインの法的位置づけ	◎　**村山委員(早稲田大学)** (提案):③は内容的に異なるので、5.2 として位置づけてはどうか。
101	環境社会配慮ガイドラインは、JICA の業務を広範に律するものであることから、その適切な実施を確保するため、JICA の運営に関する制度の中に明確に位置づけられることが必要である。JBIC の環境社会配慮ガイドラインについては、国際協力銀行法に基づく省令「国際協力銀行の業務方法書の記載事項に関する命令」において、「環境配慮その他業務に関し必要な事項」を業務方法書に記載するよう明示的に定めている。これに従って、業務方法書では「本行は、別に定める環境配慮のためのガイドラインを指針とし、業務運営を行う」と規定されている。以上の JBIC に関する規定を参考として、所管省及び JICA により、環境社会配慮ガイドラインについても適切な法的位置づけが与えられることが期待される。	◎　**山崎委員(農水省)** (修正):環境社会配慮ガイドラインは、JICA の業務を広範に律するものであることから、その適切な実施を確保するため、JICA の運営に関する制度の中に明確に位置づけられることが必要である。JBIC の環境社会配慮ガイドラインについては、国際協力銀行法に基づく省令「国際協力銀行の業務方法書の記載事項に関する命令」において、「環境配慮その他業務に関し必要な事項」を業務方法書に記載するよう明示的に定めている。これに従って、業務方法書では「本行は、別に定める環境配慮のためのガイドラインを指針とし、業務運営を行う」と規定されている。以上の JBIC に関する規定を参考として、~~所管省及び~~ JICA により、環境社会配慮ガイドラインについても適切な~~法的~~位置づけが与えられることが期待される。
	5．2 構成と内容	◎ **原科共同議長(東京工業大学)** (提案):この部分に(別添)JICA 環境社会配慮ガイドラインの構成と内容(案)を加える。(本文の一部とする)
102	ガイドラインは、別添の構成と内容を基本として作成することが適当である。	◎　**氏家委員(ECFA)** (修正):「・ガイドラインは、別添の構成と内容を基本として・・・」→「・ガイドラインは、別添の構成と内容を参照として・・・」

103	別添の「JICA 環境社会配慮ガイドラインの構成と内容」は、適切な環境社会配慮を確保するため、現時点で考えられる望ましい姿を示したものである。JICA においては、この趣旨を踏まえ、この内容を最大限実施することを要請する。	
104	ここで示した環境社会配慮の実現のためには、直接の環境社会配慮の仕組みにとどまらず、協力事業全体の実施のあり方、JICA の組織・運営も含めて、必要な見なおしがなされることが必要である。	
	6. 環境社会配慮ガイドラインの適切な実施・遵守の確保	
	6．1 ガイドラインの周知徹底	
105	JICA は、環境社会配慮ガイドラインが協力事業の対象国及び日本国内の関係者に広く理解されるよう、周知徹底の努力を行うことが必要である。具体的には、日本語及び英語の資料のホームページへの掲載、主要な援助対象国での現地公用語への翻訳や配布、関心を持つ NGO、専門家、企業（現地コンサルタント）等を対象にしたセミナー等の開催が考えられる。	◎ **藤森委員（国土交通省・国際建設課）** （修正）：3行目「主要な援助対象国での現地公用語への翻訳や配布」→「可能な限りの現地公用語への翻訳や配布」
	6．2 JICA の実施体制等	
	① 事業実施部局における体制整備	
106	第一義的に、環境社会配慮の作業を行う事業実施部局において、十分な体制整備が行われることが必要である。	
107	在外事務所においても、環境社会配慮のための体制と人員配置が確立されることが必要である。	
108	調査業務の適切かつ効率的な推進を図るために設けられている作業監理委員会について、JICA の環境社会配慮作業全体の中で適切な役割を果たすよう見なおしが必要である。	◎ **松本悟委員（メコンウォッチ）** （修正）：以下を追加。「もし今後も存続するのであれば、特に議論を公開するなど透明性の確保は欠かせない」。 ◎ **藤森委員（国土交通省・国際建設課）** （修正）：調査業務の適切かつ効率的な推進を図るために各調査毎に設けられている作業監理委員会については、JICA の環境社会配慮作業全体を踏まえ、適切な環境社会配慮が行うことが必要である。 □ **神田氏（ODA 改革ネットワーク関西）** （提案）：作業監理委員会の位置づけに関する記述が曖昧である。作業監理委員会をどうするかについては、この改定作業の範疇ではおさまらないのかも知れないが、少なくとも、作業監理委員会の委員に対する環境社会ガイドライン徹底の

		手法（研修の義務づけ、遵守義務、遵守しなかった際のペナルティー等）と、環境社会ガイドライン遵守のためのメカニズムと作業監理委員会との関係（当然、遵守のためのメカニズムが作業監理委員会の権限を上回る）については、明確に記述する必要がある。 提案としては、将来的に作業監理委員会は廃止し、環境社会ガイドラインが案件において遵守されているのかを個別に検討する委員会（アドバイザリー・コミッティー）を設け、現行の作業監理委員会の中で純粋に技術的な側面をサポートすると考えられる人たちを、技術アドバイザーとして委員会（アドバイザリー・コミッティー）に招請するという方法が考えられる。 △　JICA （修正）：「適切な役割を果たすよう見直しが必要である。」→「適切な役割を果たすよう廃止も含めた見直し再整理が必要である。」
	②　環境社会配慮の審査部局の設置等	
109	JICA は、事業実施部局が行う環境社会配慮の作業を、専門的な立場から審査し、必要な意見を述べるため、環境審査を担当する部署（環境社会審査室：仮称）を設置すべきである。	
110	（環境社会審査室の機能について、審査、案件へのアドバイス、遵守確保をどのように持たせるか。また、審査室の権限として、事業部局への意見提出にとどまるか、環境社会配慮に関する最終権限を持つのか。要整理）	◎　**原科共同議長** （修正）：「環境社会審査室の機能は審査と案件へのアドバイスとする。すなわち、審査室の権限は、事業部局への意見提出にとどめず、環境社会配慮に関する最終権限を持たせる。」 ◎　**松本悟委員（メコン・ウォッチ）** （修正）：「環境社会審査室は協力事業の環境社会配慮面での審査を担い、本ガイドラインの遵守を確保する責務を負う」。 ◎　**村山委員（早稲田大学）** （修正）：「環境社会審査室は、実施部局とは別の立場から環境社会配慮の妥当性を審査し、その中で、必要に応じてよりよい環境社会配慮が行われるよう改善策を提示するとともに、プロジェクトそのもののあり方についても意見を具申する機能を有することが求められる。」 ◎　**田中研委員（JICA 国際協力専門員）** （削除）

		△　JICA （修正）:「環境社会審査室の機能は、プロジェクトの環境社会配慮の決定を要する全ての行為に関与し、各段階で助言を行うとともに決裁権を有する。」
111	JICAは、環境社会配慮の重要性とその確保を内部的に担保するため、役員レベルの環境審査担当者を置き、環境社会審査室をこの者の下に置くことが望ましい。	◎　**田中研委員（JICA 国際協力専門員）** （修正）:「・・・内部的に担保するため、環境社会審査室はプロジェクトの環境社会配慮の判断を必要とする全ての行為に関与し、事業部が適切な環境社会配慮を実施できるよう環境社会配慮ガイドラインの内部遵守を確保する機能を有する。」 △　JICA （削除）
112	JICAは、特に環境社会配慮が必要な案件について、外部有識者の意見を聞く体制を作ることが望ましい。	◎　**松本悟委員（メコン・ウォッチ）** （修正）:「JICAはカテゴリA及びB案件について、外部有識者による審査諮問・助言体制を整えるべきである。その場合、意見や議論は公開するなど透明性の確保が必要である」という一文を加える。 ◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）:「JICA は、環境社会配慮に係る技術的な事項について、」に修文
	③ 適正な調査団員の選定・活用	
113	開発調査や無償資金協力事業においては、JICA により選定されたコンサルタントが調査団を形成する。	△　JICA （修正）:「無償資金協力事業」→「無償資金協力調査事業」 （削除）
114	適切な環境社会配慮の実施に当たっては、適正なコンサルタントの選定が重要であることから、業務委託に際しては、当該協力事業で必要とされる専門分野（社会配慮、公害問題、自然環境問題）に応じた要員が構成される必要がある。特に、環境分野と社会分野の違い、環境分野においても公害分野と自然環境分野の専門性の違いを踏まえ、各専門分野について十分な対応が行われるよう複数の要員を配置されること等が必要である。	□　**三原氏（エムアンドワイコンサルタント）** （修正）:公害問題、自然環境問題:公害という言葉は大変古い言葉で、今は環境問題です。しかしこの2行目では社会配慮の対ですから、ここは環境配慮がよいと思います。 公害分野:上記と同じ理由で、環境負荷削減分野ではいかがでしょうか。 ◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）:「応じた要員が構成・・・」→「応じた要員で構成・・・」に修文

115	調査団において環境社会配慮調査の実施及び取りまとめは環境社会配慮に係る団員が担当するが、調査全体の総括を担うチームリーダーにおいても、十分に環境社会配慮に取り組むことが求められる。そこで JICA は、十分な環境社会配慮が求められる開発調査のコンサルタントを選定するに当たっては、環境社会配慮への対応能力について十分に考慮する必要がある。	
116	JICA は、コンサルタントが環境社会配慮を積極的に実施するよう、業務指示書において、事前調査で明らかになった重点事項や、情報公開・住民参加を含む環境社会配慮に係る必要となる作業項目を適切に盛りこむとともに、それに要する十分な調査期間と投入人月量を確保する必要がある。	
117	JICA は、調査の進行過程において明らかになる環境社会配慮上の問題、新たに必要となる情報公開・住民参加に適切に対応するため、コンサルタントとの契約においても、柔軟に対応する必要がある。	
118	JICA は、開発調査において事前調査に関わった調査団員が本格調査のスコーピングなど本格調査へ参画することができる仕組みに変更することについて検討を行う必要がある。	◎　**松本悟委員（メコン・ウォッチ）** （修正）「・・・本格調査のスコーピングに限って本格調査へ参画することができる・・・」にすべき。 ◎　**氏家委員（ECFA）** （削除） ◎　**山崎委員（農水省）** （修正）：JICA は、開発調査において事前調査に関わった調査団員が本格調査のスコーピングなど本格調査へ参画することができる等の適切なコンサル選定に係る仕組みに見直す~~変更する~~ことについて検討を行う~~必要がある~~ことが期待される。 △　JICA （修正）：「JICA は、開発調査において事前調査の結果を本格調査に適切に反映させる必要がある。」あるいは 「JICA は、＜中略＞本格調査のスコーピングなど本格調査に関連して助言等を行うことができる仕組みについて検討を行う必要がある。」
	④その他	

119	JICA 本部と在外事務所の職員（環境社会配慮に携わる職員に加え、協力事業や情報公開に携わる職員を含む）、また、JICA の協力事業を実施するコンサルタントや専門家が環境社会配慮ガイドラインによる環境社会配慮の取組について十分に理解するよう研修等を行うことが必要である。	
120	JICA は、環境社会配慮ガイドラインの実施における、これまで作成した課題別指針やガイドラインに準じる文書類の環境社会配慮関係の内容の具体的取扱いについて整理し、具体的に示すことが必要である。	◎　**川村委員（APEC モニター NGO ネットワーク）** （修正）：JICA は、環境社会配慮ガイドラインの実施における、これまで作成した課題別指針やガイドラインに準じる文書類の環境社会配慮関係の内容の具体的取扱いについて整理し、具体的に示すことが必要である。このさい、世界銀行など国際金融機関のセーフガード政策、国際人権基準、環境保護に関する国際条約などを参照する必要がある。こうした作業を行うために必要に応じて JICA・国際協力総合研修所の研究活動の有効な活用なども考慮すべきである。
121	JICA は、JICA 職員及びコンサルタントが、ガイドラインに沿って業務を適正に実施できるよう、現行の事前調査用のセクター別ガイドラインの見なおしも含めて、必要な技術的資料を整備すべきである。これらの資料は、JICA の協力事業の透明性を高めるとともに、被援助国の意識向上及び JICA 事業への理解向上のため、公開すべきである。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：「JICA は、JICA 職員及びコンサルタントが、ガイドラインに沿って業務を適正に実施できるよう、・・・」→「JICA は、ガイドラインに沿って適切な環境社会配慮ができるよう、・・・」に修文。
	６．３　実施の遵守確保	**◎作本委員（アジア経済研究所）** （提案）：「異議申し立て制度」の有効な仕組みを作る必要があると提言されておりますが（17頁4行目）、これをいわゆる法律上の「異議申し立て制度」と理解するのであれば、紛争解決制度の一環として、細部の議論を厳密につめておく必要があると思います。この場合に、相手国政府の立場はどうなるのでしょうか？ 世界銀行のような Inspection パネルを設置すべきと考えるならば、「異議申し立て」でなく、例えば、外部監査委員会と

		かの別の名称がいいのではと思います。独立した常設委員会で、外部委員から構成、独自の調査権限と機能、議事運営はすべて公開、その決定は JICA 総裁への「改善・中止の意見ないし勧告」、JICA および相手国政府のパネルの調査実施への協力義務、調査対象事業の範囲、予算などについて、別途規則を設けて実施することが可能でしょう。 パネルは、相手国政府と JICA について、ガイドラインの compliance に関する調査と、社会環境配慮の苦情を受け付ける。相手国政府にも質問した上で、自らの調査を行い、その調査報告書を提出する。ただし、パネルの各委員には、例えば、住民移転補償問題の当事者であったり、裁判の訴えの直接の当事者であってはならない、との条件付けが必要でしょう。 □　**神田氏（ODA 改革ネットワーク関西）** （提案）:「骨子案」の「6．3　実施の遵守確保」の体制が弱すぎる。きちんと JICA の外部に遵守確保のための第三者機関を設け、環境社会ガイドラインが遵守されているか否かについての評価を徹底する必要がある。また、この第三者機関については、人選、運営ともに徹底した透明化が図られるべきで、外部からこの第三者機関に対してコメントできるものとする必要がある。また、こういった第三者機関と、異議申し立て受付機関とを同じ機関とし、常設することも考え得る。いずれにしても、遵守に関する評価を行い、遵守されていないとされた際には強い勧告を出し得る機関を設置しなければ、最良のガイドラインができたとしても文言だけで終わる恐れが強い。 △　JICA （修正）:「6.3　実施の遵守確保」→「6.3　ガイドライン実施の遵守確保」
122	JICA は、環境社会配慮ガイドラインに示された方針や手続を適切に実施し、環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保しなければならない。	
123	遵守を確保するための措置として、JICA は、環境社会配慮ガイドラインの不遵守に関する異議申立てを受け付けて、必要な調査等の措置を行うための体制を作るべきである。	◎　**松本悟委員（メコン・ウォッチ）** （修正）:「遵守を確保するための措置として、JICA は本ガイドラインの実施状況を監督・評価する仕組みを整えるほか、環境社会配慮ガイドラインの不遵守に関する異議申し立てを受け付けて･･･」と下線部を追加する。 ◎　**田中研委員（JICA 国際協力専門員）**

		(提案):行政不服審査法に基づく異議申し立ての制度も踏まえ、JICA の実務においてどのような異議申し立てを受け付ける体制が適切かに関して、今後慎重な議論が必要である。 △ JICA (修正):文末に 125 を追加。
124	異議申立てに関しては、開発調査のように JICA の協力事業そのものによっては具体的影響が生じることは想定しにくい一方、JICA 協力事業の成果が将来事業化された時に、影響をが生じる可能性があるという JICA 事業の特性を念頭において有効な仕組みを作る必要がある。	◎ **澤井委員(JBIC)** (削除) △ JICA (修正):「影響をが生じる」→「影響が生じる」 「異議申立に関しては、＜中略＞想定しにくい一方、JICA 協力事業の成果が将来事業化された時に、影響をが生じる可能性がある事業がある等のという JICA 事業の特性を念頭において、法律的な位置づけや JICA の責任範囲等の検討を踏まえて、適切な体制を有効な仕組みを作る必要がある。」
125	具体的な異議申立ての仕組みについては、JICA において、幅広い関係者の意見を聞いて検討を行い、環境社会配慮ガイドライン本体の施行に併せて実施すべきである。	◎ **原科共同議長(東京工業大学)** (修正)「実施すべきである」→「実施する」と変更し、以下の文を追加する。「このため、JICA からできるだけ独立した第三者性の高い機関として、環境社会審査役を設ける。この審査役は 3～5 名の専門家からなり、その合議により異議申し立てに対応するものとする。」 △ JICA (削除):123 に統合 (修正):「具体的な異議申立の仕組みについては」→「具体的な異議申立の体制については」、「施行に併せて実施すべき」→「施行に併せて整備すべき」
126	また、セクター別ガイドライン等本ガイドライン制定以前に実施された JICA 事業の環境社会配慮に係る遵守の問題について、その対応のあり方を検討すべきである。	△ JICA (削除)

（別表）

プロジェクトサイクルとJICAプロジェクトの関係

ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄｻｲｸﾙ	開発調査	無償資金協力	技術協力ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ
発掘（形成）(Identification) ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを発掘	外務省が担当（JICAのプロジェクト発掘形成機能を通じて外務省のプロジェクト選定を支援する）	外務省が担当（JICAは外務省を支援）	外務省が担当（JICAのプロジェクト発掘形成機能を通じて外務省のプロジェクト選定を支援する）
準備(Preparation) 経済・技術・制度・財政面の調査、環境影響調査	JICAが担当	JICAが担当	JICAが担当
審査(Appraisal) ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを経済・技術・制度・財政・環境面で評価	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICAが担当
交渉(Negotiations) 援助受け入れ国による最終検討、期間や条件の合意	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICAが担当
承認(Approval) ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ承認、合意文書への署名	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICAが担当
実施・監督(Implementation and Supervision) 貸付開始、ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄの実施、援助機関による監督	資金協力機関が担当	外務省が担当（JICAは実施促進を担当）	JICAが担当
評価(Ex-Post Evaluation) ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄの完了と評価	資金協力機関が担当		JICAが担当

◎　**氏家委員（ECFA）**

（削除）

◎　**山崎委員（農水省）**

（修正）「発掘（形成）」「開発調査」、「技術協力プロジェクト」を外務省が担当（JICA ~~の~~は外務省の求めによりプロジェクト発掘形成機能を通じて外務省のプロジェクト選定を支援する）

「発掘」「無償資金協力」を外務省が担当（JICA は外務省の求めに応じてプロジェクト選定を支援）

「審査」、「交渉」、「承認」「技術協力プロジェクト」を（~~JICA が担当~~）枠内に横バーを入れる。

「実施・監督」「技術協力プロジェクト」を JICA が担当（実施のみ）

「評価」「開発調査」協力機関が担当（JICA は準備段階における相手国への提言等について評価）

「評価」「無償資金協力」を外務省が担当（JICA は外務省の求めにより評価を支援する）

◎　**山田委員（外務省無償資金協力課）**

（修正）：（原案）「外務省が担当」

（修正案）「外務省が担当（JICAの意見具申を参考）」

◎　**松本郁委員（FOE・Japan）**

（提案）：「プロジェクトサイクルと JICA プロジェクトの関係」についての表にあわせて、第 8 回改定委員会で提出された JICA 資料、開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクト各々の「各主体の役割」についての図表も添付してはどうか。それぞれの時点における各主体の役割が明確になる。

	◎　**櫻井委員（経産省）** （修正）： ・（表題）を 「プロジェクトサイクルとJICA事業の関係」に変更 ・（1行目）を 「開発調査事業」、「無償資金協力事業」、「技術協力プロジェクト事業」に変更 ・（左から2列目の「審査」から「評価」までの各欄） 「資金協力機関が担当」を削除して斜め線を入れる。 又は、（資金協力機関等が担当）とする（「等」を加え、かつ括弧内に収める）。 ・ （左から4列目の「承認」の欄） 「国が担当（プロジェクト承認） JICAが担当（合意文書への署名）」 △　JICA （修正）：1行2列目：「開発調査」→「開発調査を前提とした資金協力」、 2行1列目：「発掘（形成）」→「発掘（形成・選定）」、 2行2列目と4列目：（JICA のプロジェクト発掘形成機能を通じて外務省のプロジェクト選定を支援する）→「JICA は外務省を支援」、 3行2列目：「JICA が担当」→「開発調査を通じて JICA が担当」、 3行3列目：「JICA が担当」→「基本設計調査を通じて JICA が担当」、 8行3列目：（空欄）→「プロジェクト評価は外務省が担当、基本設計調査の評価は JICA が担当」